

対象疾患一覧

平成 25 年 1 月から

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

1	IgA 腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	100	嚢胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	101	パーキンソン病
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	102	パージャール病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	103	肺動脈性肺高血圧症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	104	肺胞低換気症候群
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	105	バッド・キアリ症候群
7	HTLV-1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性 QT 延長症候群	106	ハンチントン病
8	ADH 不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	107	汎発性特異性骨増殖症
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	108	肥大型心筋症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	109	ビタミン D 依存症二型
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	110	皮膚筋炎
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	111	びまん性汎細気管支炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	112	肥満低換気症候群
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	113	表皮水疱症
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	114	フィッシャー症候群
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	115	プリオン病
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	116	ベーチェット病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	117	ペルオキシソーム病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH 産生下垂体腺腫	120	慢性血栓性肺高血圧症
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH 受容体異常症	121	慢性膵炎
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	122	ミトコンドリア病
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特異性拡張型心筋症	123	メニエール病
25	クドウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特異性間質性肺炎	124	網膜色素変性症
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特異性血小板減少性紫斑病	125	もやもや病
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特異性血栓症	126	有棘赤血球舞踏病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特異性大腿骨頭壊死	127	ランゲルハンス細胞組織球症
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特異性門脈圧亢進症	128	リソソーム病
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特異性両側性感音難聴	129	リンパ管筋腫症
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	130	レフェトフ症候群
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群		
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症	99	膿疱性乾癬		

平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※）の受給が可能となります。

※ 障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

対象者

対象疾患（19 ページの一覧）による障がいがある方々。

手続き

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参の上、福祉部介護支援課窓口へ支給を申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。

詳しい手続き方法などについては、福祉部介護支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 ☎ 945-5013

北那覇税務署からのお知らせ

振替納付日について

平成 24 年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

税 目	振替納付日
平成 24 年分の所得税の確定申告	平成 25 年 4 月 22 日（月）
平成 24 年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成 25 年 4 月 24 日（水）

※ 振替納付日の前営業日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

お問い合わせ 北那覇税務署（代表番号）098-877-1324（自動音声番号 2）